

許しにおける悪意と理解

鈴木幹雄

私たちは以前、許しと理解について考察し、眞の許しが理解の限界を越えたところで問題になるのをみた（「許しと理解について」『大谷学報』第五十六巻 第四号）。ところでその問題の中心には惡の問題が潜んでいるようと思われるので、以前の考察をもう一度取りあげて続けてみたい。私たちがここで詫びたり許したりするありふれた経験に固執するのは、それによつて善・惡、正・不正などの道徳的観念がどのように人間生活を規制しているかを具体的に観察しようと思うからである。

ではなぜ私たちは詫びるのか。それは許しを得るためにどうか。さし当り私たちは、自分が加えた痛手に反発した相手の怒りを宥め、その報復を避けるために詫びるようになわれる。「あんなに謝まっているのだから許してやりなさい」とか、「これほど謝まっているのに許してくれないのか」と言うとき、私たちはどうやら謝罪を許しの代価とみなしているらしい。だが、許しが鬱憤を晴らすことではないように、謝罪も、相手を傷つけてしまった心苦しさの、心の澄まなさの表白ではない。謝罪は単なる心理的動搖の

表現でなく、心の奥底から湧き上る感動であるように思われる。例えば夏目漱石は『心』で、自殺した友人に対する主人公の謝罪を次のように描いている。

『奥さん、Kは自殺しました』と私がまた云ひました。奥さんは其方に居竦ましたやうに、私の顔を見て黙つてゐました。其時私は突然奥さんの前へ手を突いて頭を下げました。『済みません。私が悪かったのです。あなたにも御嬢さんにも済まない事になりました』と詫りました。私は奥さんと向ひ合ふ迄、そんな言葉を口にする気は丸でなかつたのです。然し奥さんの顔を見た時不意に我とも知らず左右云つて仕舞つたのです。Kに詫まる事の出来ない私は、斯うして奥さんと御嬢さんに詫びなければゐられなくなつたのだと思つて下さい。つまり私の自然が平生の私を出し抜いてふらふらと懺悔の口を開かしたのです』(『心』下四十九)。

謝罪を促がした「私の自然」が何であるかはわからないが、「済みません。私が悪かったのです」という謝罪は死者に対するものである。だからそれは傷つけられた者からの報復を免れるための手立てではない。それはむしろ、自分が取り返しのつかないことをしたということの確認、

不当な受難への共感、悪としての自己の断罪に外ならない。しかしながらそれが失恋のために自殺したと考えられる場合、かならずしも「私」に責任があるわけではない。たとえ「私」の存在が失恋の原因であつたとしても、それは「私」には仕方のないことなのである。しかし死に表現された友人の苦しみに共感するとき、そのような言い訳は一蹴されてしまうとでもいうようである。死に至る失恋の痛手は決して正当なものではない。それは受け容れることのできない不当な受苦である。そしてその不当な受苦の原因となつた「私」の存在はそれ故に悪であったのである。こうして謝罪は自己を悪として、受け容れることのできないものとして認め、しかも無力な悪として誰かに身を委ねることなのである。この謝罪する者は自己の悪に直面して何を願うのであるか。それは許しであろう。だがその許しとは何か。それは報復や制裁をしないことだろうか。けれども、謝罪する者は制裁を避けようとするどころか、それを求めさえもする。例えばラファカディオ・ハーンは死を願う悔悛者の声を次のように書きとめている。

「そのとき、ふと、わたくしは、罪人の顔が歪むのを見た。と見るうちに、罪人は、手錠をはめられた身も忘れて、いきなりそこへ、へたへたとくず折れたとお

もうと、顔を泥にうずめるようにすりつけたまま、のどのつまつたような声で叫びだしたのである。その声は、いかにも見物人の胸を震わせるような、悔悛の情きわまつた声であった。

『堪忍してくんなせえ。堪忍してくんなせえ。坊ちやん、あっしゃア、なにも怨みつらみがあつてやつたんじやねんでござんす。ただもう、逃げてえばっかりに、ついこわくなつて、無我夢中でやつた仕事なんで。……あっしゃア悪い野郎でござんす。極道人でござんす。あっしゃア坊ちやんに申し訳のねえ、大それたことをしちめえました。ですが、こうやつて今、うぬの犯した罪のかどで、これから死に行くところでござんす。あっしゃア死にてえんです。よろこんで死にます。だから、坊ちやん、……どうか可哀そうな野郎だとなす。おぼしめしなすって、あっしのこたア、勘弁してやつておくんなせえまし。お願えでござんす。……』(心

—日本の内面生活の暗示と影響—)「停車場で」(平井訳)。護送中の捕吏を殺して逃亡していた罪人が、再び捕えられて連行される途中で、母親に背負われた遺児に会つて突然悔悛するのである。かれにとつて、逃れるために犯した殺人は已むを得ないこと、妥当なことであつた。けれども父

を亡くした幼児の姿は何によつても正当化できない受苦を示している。この幼児にはどのような申し訳もたたない、という思いがかれに自分の悪を自覚させ、自分の死を願わせる。だが死がその悪を取り消す代償になるわけではない。かれの死はかれが加えた幼児への苦しみの代償にはならない。かれは悪い野郎としてよろこんで死に、かくして悪を否定したとしても、かれが悪をなしたという事実は傷つけられた者の苦しみのなかに刻みこまれている。そのことが悔悛した罪人を苦しめ、許しを求めさせるのであろう。してみると、そこで求められている許しとは悪をなした事実の抹消である。それは時間の流れが忘却という形でやがてもららしてくれるであろう。だがそれは許しではない。許しは能動的な行為である。「どうか可哀そうな野郎だとおぼしめしなすって」という言葉が示唆するように、許しは慈愛であり、私たちが慈愛の促がしによつて、不當にも受けた痛手を逆に自分から相手に与えた犠牲に転化することができる。悪の痕跡は消え去るのである。謝罪において求められている許しは、したがつて、不当な受苦を事後の自発的な自己犠牲に転化する慈愛の発現だといえるだろう。

すまない、申し訳ないと言つて詫びるのは、私たちが「私が悪かった」と認めるからである。それは私が悪い自己を否定し、無力な悪として相手に身を委ねることを意味する。ところで、「私が悪かった」と認めるのは私が惹き起した他者の苦しみが不当・不正なものだと認めるからである。だが他者の苦しみがすべて不当・不正なのではない。私たちが憎み敵対する相手の苦しみは私たちには当然の報いに思われる。その憎しみや敵意がうすれ、相手の苦しみへの共感が深まるとき、その苦しみは不当なものと感じられてくる。ある意味で苦しみはすべて不当なものだといえる。と

いうのも、同意され受容された苦しみはもはや苦しみではなく、単なる損傷や痛みにすぎないからである。逆にいえば、苦しみが受容されるとき、その不当性は払拭され、悪の働きは無効・無実になる。こうして私が与えた苦しみに打ち克つ者への共感こそが悪かった私から私自身を蘇生させるのである。そういう意味で、許しとは与えられた苦しみの積極的受容だということもできる。

だが苦しみの受容はどのようにして可能なのだろうか。それは私たちの計らいを越えているところがある。自分が苦しめた者のその苦しみへの共感が謝罪の感動を呼び覚ますように、「私が悪かった」と言って自分の悪に苦しむ者

への共感が、またその共感への共感が（受難者たちを感動の渦に巻きこんで）、与えられた苦しみの受容を促がす。とすれば許しは合理的に処理できない魂の動きとみなされるのである。だが知性が魂を動かせないとしても、動きに向つて用意させたり、動きへの障壁を取り除くことはできるだろう。その限りで知性の働きとしての理解が許しをもたらすのである。しかしそのことを明らかにするにはもう少し許しについて、苦しみの受容について反省してみなくてはならない。

私たちは、すまない、申し訳ないと言つて詫びるのだから、許しはすまないことについて申し訳ないから求められているといえる。その際、すまないこととは加害者による何らかの痛手・損傷である。だが痛手や損傷そのものが私たちを苦しめるわけではない。例えば、窓ガラスが突然ボールで破られれば、私たちは驚くにちがいない。そのとき、キヤッチボールをしていた人が来て詫びれば、私たちはそれを過失によることとみて相手を許すだろう。もし損害に対する弁償の申し出があれば、私たちはその謝罪が真実であることを認めて快く許すだろう。しかし相手が弁償と言いい訳だけでことを済まそうとすれば、それは許しがたいこ

となる。というのも弁償によって埋合わせがつくのは窓ガラスの破損だけであって、私たちの存在への侵害は無視され放置されているからである。ところでその破損は単なる窓ガラスの破損ではなく、私の所有するものの、私の同意によらない破損であり、私の所有物に現前している私の存在の侵害なのである。このことは窓ガラスが故意に破られた場合に明らかになる。その場合、その破損は私に対する意地悪、憎しみ、敵意を表わすしるしでしかない。それはそれ 자체が目的ではなく、それによって生じる私の損失、私の困惑を目的としている。そして私を苦しめるのは、その損失をどんな原因も、理由もなしに、何の意味もなく私が耐えなくてはならないということなのである。

私たちちは本来的に苦や損傷を避けようとする。苦や損傷は私たちの意に反して与えられ、私たちの主体を挑発し、反撃を引き出す。それが主体の自然な反応である。しかし私たちがいつもその反応に従うわけではない。注射や抜歯の痛みを私たちはずんと受けいれるし、自然の災害にも黙つて耐える。自分の過失か失敗から生じた被害はいうまでもなく、他者による損傷も、それが過失か失敗のためであれば報復の対象にはならないだろう。ただ、「自分の失敗を人のせいにする」傾向はあるし、被害の程度がひどければ許しの問題に直面するのはそのときなのである。

れば憤懣が鬱積して捌け口となる攻撃対象を（弱者のうちに）求めることになる。あるいは自己の存在とさらに世界の在り方をも呪うに至るかも知れない。そういうった心理の根底には不幸や苦しみを不正・不当とみる観念が生まれかけてるのである。だがたいてい私たちはその正義の観念に頼る前に、加害行為には報復し、「目には目を、歯には歯を」という素朴な正義を力によって実現しようとするだろう。

だがこのような正義は、またその正義のための争いは、一度加えられてしまった損傷を償うものではない。それはわずかに人間の社会関係を支える互酬性の原則を維持し、互いに貸し借りなしの関係を回復して、感情的平衡をもたらすだけである。もしその手続によつても気がすまないとすれば、私たちちは争いを継続し敵意をもち続けることになる。では私たちの気がすむには何が必要なのか。それは、おそらく、被害は不當だという気持への同意、したがつて、「私が悪かった」という加害者の表白であろう。その謝罪によって、被害に対する私の怒りと敵意は正当化され、被害はその敵意の支えとなる。そのとき私たちは敵意に任せ、無力となつた加害者に報復するのだろうか。私たちが

それにしても、私たちの敵意に身を委ねているのは誰なのか。それはたしかに「私が悪かった」と認めている加害者である。だがそれはまた、悪かった自己を断罪し、過去の自己を否定している者もある。それはまだ悪かった自己を許し得ずに内的分裂に陥っている存在である。私たちの敵意にとって、相手の無力さは報復の好機である。だがその順従さは私たちの敵意を削ぐ。ここでは相手の内的分裂が私たちを困惑させ、行動をためらわせる。このような心理的未決定、意志のためらいが許しの問題の起源である。というのも、この未決定状態の中で、私たちは加害によって挑発された怒りや敵意から醒め、また自分のした悪に苦しむ無力な加害者に気付くからである。そしてそこに合理的反省つまり理解の介入する余地ができるといえる。

詫びる者が「私が悪かった」と認めるならば、かれがし

た加害は悪であり、被害者の損傷はまったく被害者自身のせいではない。だから被害者はその損傷に責任がなく、それを受け容れる謂れは少しもない。不当な損傷への怒りは正当である。いつたいこの不当な損傷をもたらした悪を許容できるだろうか。悪の許容とは私の存在を否定しようとする加害行為を是認し、無意味な損傷に同意することなの

である。私が自分の存在をただ否定するためにのみ否定する、そのような倒錯した行為を果して自分自身に許せるだろうか。もしそれが許せなければ、私は私にとつて不正当な損傷を、つまり悪を許容できないだろう。けれども、私がその損傷を加害者のために犠牲として自己に課するならば、その損傷はもはや悪の結果ではなく、慈愛の発現として一つの意味を得るだろう。私たちはすでに許しをそのように考えた。しかし「私が悪かった」という詫びる者の表白はどこまで妥当なのであろうか。もし加害が意図なしに偶然に生じた出来事ならば、損傷も悪意の結果ではなく、何の意味もない一つの出来事なのである。その場合には、加害者は実は加害者ではなく、詫びる必要はなく、許しも問題にならないことになる。だから加害者に悪意のないことを理解することが、許しではなく免責をもたらし、詫び一許す関係を解消するだろう。

では、私たちはどのようにして悪意のないことを理解できるのか。それはさし当たり、悪意の現われとみられた加害行為にそれなりの訳があることを理解することによってである。奇妙なことに、悪意は悪意として理解されるのではなく、奇麗なことには思われる。たしかに私たちは自分に向けられた憎しみ、嫌悪感、怒り、意地の悪さを相手の表情や所作か

ら直接に感得できる。だがそれは悪意の可能性であつて悪意ではない。私たちは悪意を自分の受ける不当な苦しみにおいて事実として経験するのである。だから逆に、私たちが不当な苦しみを受けるとき、その受動態において相手の能動的加害を、つまり悪意を意識するといえる。だがその加害が本当に意図されたかどうかは問題である。だから私たちは意図以外の訳をその加害に認めることによつて、原因としての悪意を排除しようとするのである。

私たちが他者の損傷になんらかのかかわりがある以上、つまり損傷という事実を生み出した因果関係の系列にくみ込まれている以上、私たちは意図の有無にかかわりなく、その損傷の原因であり、責任があるといえる。その意味で私たちはしばしば「すまない、申し訳ない」と言って詫びるのである。また詫びられたときは、意図が断罪されるのを見て、意図のなかつたことを想定するのであろう。加害は知らずに、思はず、意に反して、誤ってなされたかも知れない。その場合には、私たちはその加害を過失や失敗とみなして免責するだろう。しかし過失や失敗が当然の注意を怠つた結果だとすれば、当然予測される損傷は容認されていたことになり、その限りで悪意が認められる。あるいは、過失や失敗が被害者の理解の限界を越えているとき、

その言い訳はもはや通用せず、ただの逃げ口上になつてしまふのである。してみると、言い訳の真実さ、悪意のなさは加害行為の訳が理解できる範囲でたしかめられるのであり、悪意とは理解できないもの、逆に、理解できないものが悪意だと考えられる。

それとも、悪意は悪意として、それ自体において理解できるのだろうか。

いつたい理解とはどういうことか。理解は日常的には「わかる」という言葉で示されているが、この「わかる」ということはどのような経験なのだろうか。近代の哲学は認識の確実さの条件を熱心に探求してきたが、ここで問題にするのは勿論そのことではない。むしろ、わかるという経験において主体と対象がどのようにかかわっているのかが問題なのである。

ところで「わかる」は「知る」と同じではないが「知る」とこの一種であり、「知る」ことを前提にしている。私たちは知らないことについてわかるわけにいかないが、わかるということは知っているということなのである。では知るとはどういうことか。

見ること、聞くことは知ることではない。「かれを知つ

ているか」、「いや、ときどき見かけるが知らない」というように、見ることはそれだけでは知っている状態を生みはしない。知ることは知覚の水準を越えて、対象の観念をもつことである。それは主体が他なるものをとらえ、吸収同化することだともいえる。「認識することは食うことだ」という考え方を批判して、サルトルは「認識することとは『に向かって己れを炸裂さす』ことだ」と言っている(「フッサールの現象学の根本的理念—志向性—」)が、知が対象に対する意識のとりうる可能的形式の一つだということを認めたとしても、知覚と知を区別するためには、知はある意味で所有と考へる必要があるだろう。ただし知ることが主体に異質なものの同化という苦役を課したことは否定しようがない。その苦役から知が形成されたのである。

さて、知ることは対象の観念をもつことであるとしても、このもつことは静止した状態に留まるわけではない。例えば水が H_2O であると知ることは、水を水素と酸素によって観念的に再構成することにほかならない。近代の技術的知の本質は、このように、作ることとしての知にあるといえるだろう。

さらに、知ることは主体の能力をも意味する。泳ぎを知つて、自動車の運転を知つているということはそれを

したことがある、その経験があるというだけではなく、それができるということである。だから知るということは対象を観念的にもち、作り、なすことができるということになる。

ところで、知ることが「……を知る」というように、対象を主体から分離し対置させる傾向があるのに対しても、「わかる」は対象自体が意識に対し明らかになることを意味するといえる。知ることが対象をとらえ、再構成し、再演することだとすれば、わかるということは対象が意識の明るみのなかで生成し行為することだともいえよう。さて、わかるとすることが単に対象の再構成にとどまらず、「……できる」ということだとすると、悪意の理解とは、単に悪意を感じ得しているというだけでなく、自分もまた悪意をもちうるということとの確認なのである。だが私たちは果して悪意をもちうるのだろうか。

人が善をなすのは善を欲するからであり、悪をなすのは悪を欲するからである。私たちの意志は善と悪どちらを選ぶこともでき、どちらを選ぶかによつて善意か悪意かになる、と私たちは一般に考えている。たしかに私たちは自分に向けられた善意ないし悪意を感じ得するし、善行や悪事を見聞する。しかし私たちが自分のなかに他者への憎しみを

認め、他者を苦しめようとする意図をもつたとしても、私たちにはそれを否定されるべき悪意とみなすだろか。私たちにとって他者の苦しみは当然の報いであり、私たちの加害は正当な行為と感じられている。私たちが嫌惡する相手の苦しみは私たちの喜びになる。その限り、悪意は私たちのうちにはないのである。

勿論、私たちは自分の憎しみや嫌悪感あるいは嫉妬を後悔するときがある。だがそのときには、自分が何故憎しみや嫉妬にとらえられたのかが理解できなくなっているだろう。冷静に反省してみれば、激情に駆られた行為は一つの過失のように思われるるのである。あるいはそこの人間の弱さを認めるかも知れない。「ただもう、逃げてえぼっかりに、ついこわくなつて、無我夢中でやつた」殺人も、決して悪意があつてのことではなく、同じ立場に置かれれば自

分もしたかも知れない行為である。それは人間として理解できることである。こうして理解は、加害者の一度限りの悪意による行為と思われたものを、自分にも可能だという洞察によって、人間に一般的な行為とみなしたり、その加害者の性格ないし価値観に由来する已むを得ない行為として認めたりする。

とはいっても理解の試みも、加害者の性格への是認、その価値観への同意という枠内で、報復への衝動が留保されたときにのみなされるのであって、それがもたらすのは免責にすぎない。そして理解の試みが挫折するとき、私たちは理解しえないものとしての悪（意）に直面することになる。そこに悪の問題への一つの手がかりがあるのであるように思われるのだが……。（一九八二・五）